

令和3年2月22日

報道関係者各位

山県市

職員の処分について

下記のとおり懲戒処分等を行ったので、公表します。

1 処分年月日 令和3年2月19日

2 処分者数 3人

3 処分の状況

所属名	職責	年齢	処分内容	備考
税務課徴収対策室	主任	37	減給 (10分の0.5 1月)	
税務課徴収対策室	室長	58	戒告	
税務課	課長	58	厳重注意(口頭)	

4 処分の理由

滞納者に送付する配当計算書及び充当通知書を誤って第三者に郵送したことにより、1名分の氏名、住所等が分かる個人情報と滞納額情報が流失した。

本事案により公務に対する市民の信頼を損なったため、地方公務員法第29条第1項の規定に基づき処分を行った。

【本件に関する報道関係者からのお問い合わせ】

山県市総務課人事秘書室 室長 宇留野

Tel : 0581-22-6821 Fax : 0581-27-2075

Mail : somu@city.gifu-yamagata.lg.jp